

(様式第2号)

監委第84号

令和3年1月26日

太田市長 清水 聖義 様
太田市議会議員 久保田 俊 様

太田市監査委員 高 橋 嘉一郎
太田市監査委員 白 石 さと子

工事監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき工事監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 工事監査
- 3 監査の対象
- | | |
|-------|---------------------|
| 工事の名称 | 太田市立宝泉中学校トイレ改修工事 |
| 工事期間 | 令和2年7月27日から令和3年1月8日 |
| 請負金額 | 70,268,000円(税込) |
| 対象課 | 教育部 学校施設管理課 |
- 4 監査の着眼点
- (1) 設計及び仕様 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
 - (2) 現場施工 ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
② 騒音、振動等に対する配慮は、適切に行われているか。
 - (3) 安全監理 現場の安全管理は適切に行われているか。
- 5 監査の実施内容
- (1) 監査の方法

本市の工事執行に関し、業務の適正化、円滑化を図るとともに工事の設計、施工及び監督業務等の総合的な技術面の向上を図るため、計画、設計、積算、契約、施工及び検査等について、関係資料をもとに工事関係職員及び施工業者から説明を聴取するとともに現地を実査した。

工事の技術的な指導、助言については、技術面での専門的な知識経験を有する「公益社団法人 大阪技術振興協会」と工事技術調査業務委託契約を行い、調査協力を得て、その調査報告を参考に、合规性、経済性、効率性、有効性及び透明性の観点から、工事執行がなされているかを監査した。

(2) 監査の期間

令和2年10月6日から令和3年1月26日まで

6 監査の結果

太田市立宝泉中学校トイレ改修工事に関連する事務事業の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかった。

7 意見

本工事は、改修方針も事前調査を経て明確に示され、建物の長寿命化と学習環境の整備が図られており、計画当初から、施設に対する規模、需要に十分な検討、検証を行なっていることが、設計及び仕様書に反映されていました。

なお、今回の監査では、特に指摘する事項はありませんでしたが、工事の進捗状況については、改修工事としての難しさはあるものの建築工程を基準として、電気、機械設備との関連を積極的に工事工程表に反映させ情報を共有することを望みます。

また、現場施工状況において、事前調査によりトイレまわりの既存コンクリート躯体に構造的な不具合箇所はなく良好でしたが、外壁は劣化が進行している恐れも考えられるので将来において発生した構造的欠陥や漏水等に対する因果関係を検索しやすくするために、漏水等の不具合に対して全数チェックした記録を残すこと、男子トイレについては、内装床の乾式化として複層ビニール系の床シートが使用され、汚れ対策についてもメーカー仕様で検討確認しているところでもあります。部分引き渡しであるため継続的にチェックをすること、また、中学校における同一敷地内での工事であることから安全看板や注意事項については、サイズを大きくした生徒にもわかりやすい字体等で提示することなど、事務事業の執行において、軽微な点で留意すべき事項がいくつか見られました。

工程的にはほぼ順調に推移しておりますが、設計デザインにふさわしい施工品質の実現のためにも、将来に瑕疵や品質上のトラブルを発生させないよう、監督職員は学校関係者や工事請負業者との更なる緊密な連携を図りながら、衛生的かつ快適なトイレへの改修により教育環境の改善に邁進されることを期待します。

この度の工事監査では、事業担当者、監督職員及び請負業者との間に当該事業に対する協調体制が感じられ、特段の問題点は見られませんでした。残された工事工程の中で可能な限りの品質、性能の向上に資することを望みます。

今後も、引き続き安全対策には十分留意し適正な事務事業の執行に努めてください。